

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：岩手県
農業委員会名：大槌町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	・公示している ・農業委員会ホームページに掲載
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	・30日(作製・会長決裁・委員署名)
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

公表している 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	・閲覧に供している
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 4件、うち許可 4件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	・申請書に添付されている資料(公図・土地登記簿謄本)に基づき、農業委員同席で現地確認を実施。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	・審査基準に基づき審議 ・地域担当委員の現地確認報告			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	4件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	・議事録を閲覧に供している			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	18日
	是正措置	—			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 7件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	・客観的資料(申請書、添付資料等)に基づいて確認(周辺の地形、地物、市街地化の指標、周辺農地への支障有無等) ・担当委員現地確認(事務局同行)			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	・許可基準項目に基づき審議 ・担当委員現地確認状況報告			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	・議事録を閲覧に供している			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	0 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	0 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 3件 公表時期 平成27年 4月 情報の提供方法:農協に掲載、配布。事務局配布。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 7件 取りまとめ時期 平成28年1月 情報の活用方法:農業委員会の活動点検評価報告及び委員活動に活用
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 592.6ha 整備方法:農地情報管理システムにより整備 データ更新:住基データ、資産税でデータは毎月及び年1回の周期で更新
	是正措置	—

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	0件
農地転用に関する事務	0件
農業生産法人からの報告への対応	0件
情報の提供等	0件
その他法令事務に関するもの	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年12月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	592.6 ha	7.3 ha	1.23%
課 題	平成27年は主に集落の営農組織の尽力と復興事業用地への活用により6.6haほどの遊休農地を解消することができた。しかしながら、依然として遊休農地化傾向にある農地は多数あり、これら農地への作付、耕作への方策が必要となっている。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1.4 ha	6.6 ha	471%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～11月(農地パトロール)	17 人	12月
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・通年を通した委員活動の中での調査及び解消指導 ・農地パトロール:平成27年7月～11月、大槌町内全域調査。 		
遊休農地への指導	実施時期:通年			
活 動 実 績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7～11月(農地パトロール)	17 人	12月
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・通年を通した委員活動の中での調査及び解消指導 ・農業委員と事務局で農地パトロールを実施。(平成27年7月22日～11月24日) 		
	遊休農地への指導	実施時期:通年		
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 0件	指導面積: 0ha	指導対象者: 0人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人
その他の取組状況				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	集落の担い手の積極的な対応が目標の解消に繋がったといえる。
活動に対する評価の案	農地パトロールに限らず、通年にわたり遊休農地解消及び防止活動に努めてきた。しかしながら、地域によっては耕作者が減り遊休農地化が進行している。こうした地域においては、耕作する区域をある程度絞り込んでの農地利用も必要と思われる。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	集落の担い手の積極的な対応が目標の解消に繋がったといえる。
活動に対する評価	農地パトロールに限らず、通年にわたり遊休農地解消及び防止活動に努めてきた。しかしながら、地域によっては耕作者が減り遊休農地化が進行しているが、こうした地域においては、耕作する区域をある程度絞り込んでの農地利用も必要と思われる。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	農家数	240戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	32戸	32経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	0法人			
課 題	認定農業者等担い手に農地を集積し生産規模拡大を推し進めてきたが、維持・拡大する上で、後継者の育成をはじめ認定農業者等担い手の実情を踏まえた支援策が急務となっている。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	1経営	0法人	0団体
実 績 ②	0経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	0%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	情報収集・掘り起こし活動の実施	制度の周知	制度の周知
活動実績	情報の収集に努めた	制度の周知	制度の周知

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	妥当	設立なし	設立なし
活動に対する評価の案	妥当	設立なし	設立なし

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	認定農業者等の担い手の育成が必要と思われる。		
活動に対する評価	経営再開マスタープランに位置づけられる経営体には認定農業者になっていない方もいるが、関係機関との情報共有、連携を図り、認定農業者の掘り起しに務めていく。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年12月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	592.6 ha	73.9 ha	12.47%
課 題	農地利用集積面積は増加傾向にある。経営再開マスタープラン、新規就農者や担い手経営体を確保しての集積面積の維持・拡大を図るかが今後の課題といえる。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.9ha	0.8ha(利用権貸借)	89%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	・経営再開マスタープラン、集落営農の実情を踏まえた農地利用調整の相談、協議。(通年)
活動実績	・活動計画をもとに推進。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	利用権設定等により着実に担い手農業者に農地集積が図られているといえる。
活動に対する評価の案	推進活動の効果は表れているといえるが、担い手農家の高齢化等もあり受け入れ限界の状況もある。集落営農推進の中で取組み方法などを模索する必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	利用権設定等により着実に担い手農業者に農地集積が図られているといえる。
活動に対する評価	推進活動の効果は表れているといえるが、担い手農家の高齢化等もあり受け入れ限界の状況もある。集落営農推進の中で取組み方法などを模索する必要がある。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年12月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
		592.6 ha	0 ha
課 題	農業委員会のホームページによるPRや建設業者等の認知もあり、悪質な違反転用はない。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	—%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none">農業委員による日常での農地監視及び事前相談の徹底(通年)農地パトロールによる一斉調査(7月～11月)広報誌による違反転用防止周知(5月)
活動実績	<ul style="list-style-type: none">農業者からの農地転用等に関する相談、指導(通年)農地パトロールの実施(7月22日～11月24日)広報誌による周知(5月発行)

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	転用違反はなかったものの、農地の適正な利用を促す必要がある。
活動に対する評価の案	例年同様の活動であるが、大事なことなので継続を図る。また、農地パトロール以外の監視活動を考慮している。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	転用違反はなかったものの、農地の適正な利用を促す必要がある。
活動に対する評価結果	例年同様の活動であるが、大事なことなので継続を図る。また、農地パトロール以外の監視活動を考慮している。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。